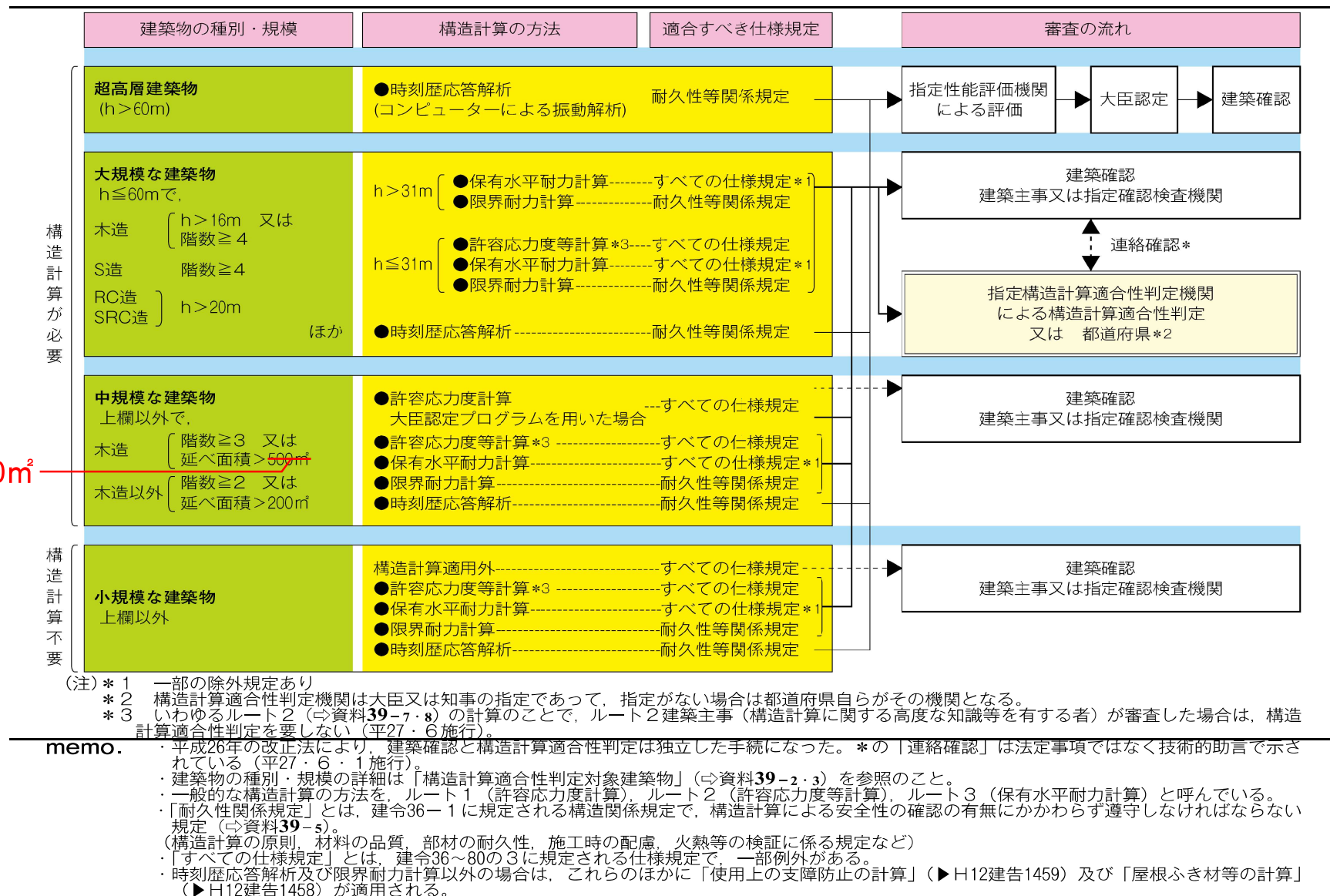




memo.

- ・平成26年の改正法により、建築確認と構造計算適合性判定は独立した手続になった。*の「連絡確認」は法定事項ではなく技術的助言で示されている(平27・6・1施行)。
- ・建築物の種別・規模の詳細は「構造計算適合性判定対象建築物」(⇒資料39-2・3)を参照のこと。
- ・一般的な構造計算の方法を、ルート1(許容応力度計算)、ルート2(許容応力度等計算)、ルート3(保有水平耐力計算)と呼んでいる。
- ・「耐久性関係規定」とは、建令36-1に規定される構造関係規定で、構造計算による安全性の確認の有無にかかわらず遵守しなければならない規定(⇒資料39-5)。
- ・(構造計算の原則、材料の品質、部材の耐久性、施工時の配慮、火熱等の検証に係る規定など)
- ・「すべての仕様規定」とは、建令36~80の3に規定される仕様規定で、一部例外がある。
- ・時刻歴応答解析及び限界耐力計算以外の場合は、これらのほかに「使用上の支障防止の計算」(▶H12建告1459)及び「屋根ふき材等の計算」(▶H12建告1458)が適用される。

●建築確認・検査・報告制度の特例

1. 建築確認制度の特例（▶建法6の4、▶建令10）
次に掲げる建築物の建築（①②にあつては、建築、大規模の修繕、大規模の模様替、③にあつては建築に限る。）については、建築基準法令の単体規定の一部を建築基準関係規定から除外するものとする。
① 大臣による「型式適合認定」（▶建法68の10）を受けた型式に適合する建築材料を用いる建築物
② 認定型式に適合する建築物の部分有する建築物
③ 建法6-1-3に掲げる小規模な建築物で建築士の設計したもの
~~（特殊建築物では200㎡以下、木造では2階以下で延べ面積500㎡以下、木造以外では平家で200㎡以下が対象）~~
2. 建築検査制度の特例（▶建法7の5）
上記1. に掲げる建築物の建築の工事で、建築士である工事監理者により設計図書どおり実施されたことが確認されたものについては、建築基準法令の単体規定の一部を建築基準関係規定から除外するものとする。
3. 建築確認に関する消防長等の同意制度の特例（▶建法93-1～3、▶建令147の3）
防火・準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅等を除く。）及び建築設備に係る建築確認に関し、消防長等の同意を不要とし消防長等に通知すれば足りるものとする。

●建築士の設計範囲

▶建士法3～3の3

構造 高さ・階数 延べ面積（㎡）		木造建築物				RC造・CB造・無筋CB造・煉瓦造・石造・鉄骨造		
		平家建	2階建	3階建	高さ>16m又は階数≥4	高さ≤16m		高さ>16m又は階数≥4
						平家建、2階建	3階建	
延べ面積（L）	L ≤ 30		①誰にでもできる			①と同じ		
	30 < L ≤ 100					②に同じ		
	100 < L ≤ 300							
	300 < L ≤ 500							
	500 < L ≤ 1000	一般						
		特建						
1000 < L	一般	②に同じ						
	特建							

③一級建築士でなければならない

このうち、次の建築物はその区分に応じて⇒に掲げる者による設計又は法適合性確認が必要

- ・RC造で h > 20m
- ・S造で階数≥4、h > 16mなど主に構造計画適合性判定を要するもの ⇒構造設計一級建築士
- ・階数≥3、かつ、床面積>5,000㎡ ⇒設備設計一級建築士

memo.

- ・上表中、特建は特殊建築物のことで、学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場（オーディトリウムを有するもの）・百貨店を指す。
- ・上表中、①の場合100㎡（約30坪）以下なら住宅等素人が設計してもよいことになる。また、大工さんに設計を含め一式まかせることができる。木造建築士は伝統的木造建築技術を専門とする棟梁達のうち、設計・工事監理が的確にできる能力のあるものに対し、資格制度がつくられたもの。木造建築物で高さ>16m又は階数≥4のものは、特別の構造計算を必要とし、一級建築士の所掌とすることになった。建築士が設計の委託を受けたときは、その委託者に対し、設計の内容について適切な説明を行う義務がある（▶建士法18-2）。
- ・平成19年12月に改正された建築士法等により、大規模な建築物の構造と設備については、それぞれ構造設計一級建築士、設備設計一級建築士により設計又は法適合性の確認をすることが義務化された（H21・5・27施行）。

（平屋建で延べ面積200㎡以下の建築物が対象）
memo. 特例対象の建築物の範囲は縮小された（R7・4・1施行）。